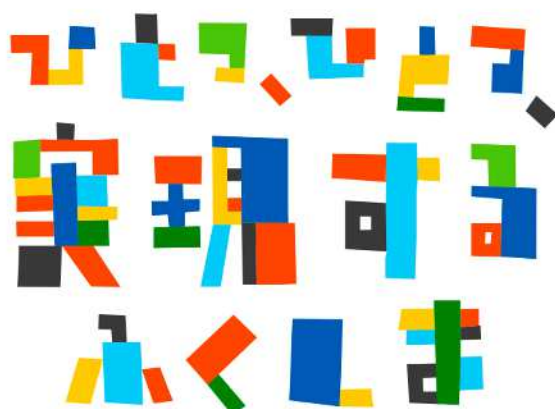


ふくしまの復興・再生に向けた要求書

【令和5年10月】



福島県町村会
会長 宮田 秀利

福島県町村議会議長会
会長 角田 真美

ふくしまの復興・再生に向けた要求

東京電力福島第一原子力発電所事故（以下、「事故」）から12年半余が過ぎる。

将来にわたり居住を制限するとされた帰還困難区域においては、特定復興再生拠点区域（以下、拠点区域）の避難指示が解除され、さらに、拠点区域外に特定帰還居住区域が新たに設けられるなど、一層の住民帰還の促進が期待されることとなり、当県復興はまた一步、新たなステージへ踏み出したところである。

しかしながら、当県が真の復興を果たすには、東京電力福島第一・第二原子力発電所の廃炉が安全かつ着実に行われることが前提であり、その廃炉には30年以上の期間を要し、また、今年度、第一原発において計画される燃料デブリの試験的取り出しをはじめとする前例のない困難な取組が続くこととなる。

よって、東京電力は、当県復興が決して後退することがないように、安全を最優先に、廃炉作業に取り組むとともに、事故原因者の責務として、当県が真の復興・再生を果たせるよう、次の事項について強く要求する。

1. 福島第一・第二原子力発電所の廃炉に向けた取組みの安全確保

- (1) 福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の廃炉に向けた取組みについては、安全を最優先に、着実に取り組むこと。また、福島第一原子力発電所の廃炉にあたっては、中長期ロードマップ等に基づき、世界の英知を結集させ、総力を挙げて取組み、そして確実に結果を出すこと。
- (2) 使用済燃料や燃料デブリの取り出しなどリスクの高い作業に向け、現場におけるリスク管理を徹底すること。特に、1号機におけるペDESTALの損傷については、様々なリスクを想定し、周辺環境に影響を及ぼすことのないよう必要な対策を講じるとともに、県民目線に立った分かりやすい情報発信を行い、県民の不安解消に努めること。
- (3) 使用済燃料や燃料デブリを含む放射性廃棄物については、国とともにその処理・処分方法の具体的な検討を進め、県外において適切に処分すること。
- (4) 頻発する自然災害に備えるため、地震・津波対策等の設備の信頼性向上にさらに取り組むこと。また、現在保管されている廃棄物について、放射性物質が飛散・流出することのないよう、管理の徹底や屋外一時保管の解消に向けた取組を計画的に進めるとともに、設備の老朽化や管理に伴うトラブルが相次いで発生していることから、未然防止の観点に立って主要設備を含む発電所全体の保守管理を徹底すること。
- (5) 使用済燃料や燃料デブリの取り出しなどが行われることから、廃炉作業を担う作業員の被ばくについて、一層の管理や低減対策を徹底すること。また、今後の廃炉作業を担う作業従事者や現場を管理できる人材の計画的な育成・確保、雇用の適正化、作業環境のさらなる改善や労働災害の防止対策など、作業従事者が安定的に、安心して働くことのできる労働環境を整備すること。
- (6) 相次ぐ不祥事やトラブルに、地域住民の不安と不信が高まっていることから、安全・安心を基本とした姿勢を全社員に徹底させること。
- (7) 情報公開の徹底や迅速な通報・連絡はもとより、廃炉に向けた取組みの進捗状況や今後の取組み、自然災害や重大トラブルが発生した場合の対応などについて、県民は勿論のこと、国内外に分かりやすく、正確に情報発信し、当県に対する風評払拭・不安の解消に努めること。

2. ALPS 処理水の海洋放出に関する責任ある対応

- (1) ALPS 処理水の海洋放出においては、処理過程の透明性を確保したうえで確実に実施するとともに、地元関係者等の立会いによる環境モニタリングの実施など、客観性、透明性及び信頼性の高い安全対策の強化に引き続き取り組むこと。また、希釈放出設備の安全性の向上やトラブルの未然防止に努め、設備や環境モニタリングの値などに異常が確認された場合には、迅速かつ確実に放出を停止すること。
- (2) 海域モニタリング結果等に加え、処理水の測定結果や希釈放出設備の運転状況など、国内外に正確で分かりやすい情報発信を継続すること。
- (3) 新たな風評を起こさない、風評被害を拡大しないとの強い決意をもって、引き続き必要な対策を講じること。なお、風評被害が生じた場合は、地域や業種を限定することなく、迅速かつ確実に賠償を実施すること。また、賠償基準については、被害の発生状況等を踏まえ、適宜、見直しを図ること。
- (4) 処理水の元となる汚染水の発生量について、中長期ロードマップに基づく目標達成はもとより廃炉の進捗状況を踏まえ、様々な知見や手法を活用し、さらなる抑制に向けて取り組むこと。
- (5) トリチウム分離技術の確立に向け、世界の英知を結集させ、総力を挙げて取り組むこと。
- (6) 浄化過程で出た放射性物質を含む汚泥の処理施設を早急に整備すること。
- (7) 敷地内に設置されているタンクの管理にあたっては、安全対策等を徹底すること。
また、放出後のタンクの解体・撤去、鉄製タンクの処分方法等に係る方針を決定して、速やかに実行し、今後の廃炉作業を進めるうえで必要となる施設を整備するための敷地を確保すること。

3. 被害の実態に見合った的確かつ迅速な損害賠償の実施

- (1) 「中間指針第五次追補」の基本的な考え方に改めて明記されたとおり、「指針」は賠償範囲の最小限の基準であることを深く認識し、被害者の視点に立った柔軟な解釈の下で、賠償請求へ迅速に対応するなど、被害者優先の親身な賠償を行うこと。
- (2) 当県の実情や被害者の声をしっかりと把握したうえで、誠意をもって賠償を行うとともに、「第四次・総合特別事業計画」に掲げられた「3つの誓い」を賠償に携わる全ての者に徹底・厳守させること。
- (3) 賠償請求手続については、被害者の負担軽減を進めるとともに、全ての被害者が確実に賠償請求をすることができるよう、必要な相談体制をしっかりと確保し、請求未了者への手続の一層の周知や、個別訪問等による手続の支援、相談窓口等での誠意ある丁寧な対応を徹底して行うこと。
- (4) 商工業等に係る営業損害の一括賠償については、定性的要因を積極的に採用するなど、簡易な手法で柔軟に行うとともに、個別具体的な事情による損害についても誠意をもって対応すること。また、一括賠償で年間逸失利益の2倍相当額の賠償を受けられなかった被害者からの相談や請求についても相談窓口等で丁寧に対応し、状況の変化を踏まえた的確な賠償を行うこと。
- (5) 商工業等に係る営業損害の一括賠償後の取扱いについても、被害者からの相談や請求に丁寧に対応し、表面的・形式的に判断することなく、地域の状況や事業の特殊性、個別具体的な事情もしっかりと把握したうえで、損害の範囲を幅広くとらえ、被害の実態に見合った賠償を確実に実施かつ迅速に行うこと。
- (6) 農林水産業に係る営業損害については、県産品に対して国内外を問わず風評被害が発生し続けている状況を踏まえ、十分な賠償を確実に継続すること。また農林漁業者や関係団体からの意見・要望に柔軟に対応し、被害者の負担軽減を進めながら、被害者の立場に立った賠償を行うこと。

- (7) 避難指示区域内や出荷制限等に係る農林業の一括賠償後の取扱いについては、農林業者等への丁寧な周知・説明を行い、被害の実態に見合った賠償を確実にを行うこと。また、風評被害はもとより、地域に特別な状況や被害者に個別具体的な事情がある場合には、被害者の立場に立って柔軟に対応すること。
- (8) 帰還困難区域はもとより、避難指示解除区域、旧緊急時避難準備区域等を含め、住民や事業者の置かれている状況を十分に踏まえ、混乱や不公平を生じさせないように配慮しながら、被害の実態に見合った賠償を確実にかつ迅速に行うこと。
- (9) 帰還や避難生活の長期化等により生じる様々な精神的苦痛、生活費の増加費用、就労不能に伴う損害、家賃等の避難費用等について、地域の実情や個別具体的な事情等に応じた適切な対応を含め、被害者の立場に立った賠償を行うこと。
また、避難指示解除から相当期間経過後も賠償の対象となる「特段の事情がある場合」については、避難指示解除後の現状をしっかりと把握したうえで、個別具体的な事情に応じて柔軟に対応すること。
- (10) 原子力損害賠償紛争解決センターが提示する「総括基準」や「和解仲介案」を事故原因者としての自覚をもって積極的に受け入れ、確実にかつ迅速に賠償すること。
また、同様の損害を受けている被害者に対しては、和解仲介の手続きによらず、直接請求によって一律に対応すること。
- (11) 住民の安全・安心を守るため、町村が行ってきた様々な検査等に要する費用や地域の復興のために実施した風評被害対策などの事業に要する費用等は、その実施体制に要する費用も含め、政府指示の有無にかかわらず事故との因果関係が明らかであることから、賠償請求手続を簡素化し、確実に賠償するとともに、事故に対応するための職員人件費、原発事故によって生じた目的税はもとより固定資産税を含む普通税の減収分についても確実に賠償すること。
また、ALPS 処理水の海洋放出に伴う風評被害を最小にとどめるために町村が実施するあらゆる風評対策に係る費用についても、確実に賠償の対象とすること。
- (12) 公共財物の賠償については、町村等の意向を十分踏まえ、迅速に賠償を行うとともに、インフラ資産等の取扱いを含め、個別具体的な事情による損害についても柔軟に対応すること。
- (13) 原子力損害賠償紛争解決センターによる県や市町村の和解仲介実例を被害の状況が類似している町村における損害にも適用し、直接請求により公平な賠償を確実にかつ迅速に行うこと。
- (14) 原発からの距離に関わらず、県民は事故に伴う放射線被ばくへの恐怖や不安を等しく抱いていたことから、「中間指針第五次追補」を踏まえた追加賠償で自主的避難等地域の対象区域圏外とされた地域住民に対し、自主的避難等地域住民と同等の賠償を実施すること。

※令和5年9月1日現在の町村一般会計に係る損害賠償請求額・支払額の状況は
4頁のとおり。

【令和5年9月1日現在 県市町村財政課・県町村会 調べ】

原子力損害賠償 請求・支払い状況（一般会計）

（単位：円. %）

町 村 名	請 求 額	支 払 額	率
桑 折 町	769,195,587	88,280,264	11.5
国 見 町	359,180,402	159,379,109	44.4
川 俣 町	2,236,154,735	1,112,706,833	49.8
大 玉 村	97,368,978	97,368,978	100.0
鏡 石 町	170,434,342	34,525,426	20.3
天 栄 村	235,943,206	40,734,064	17.3
下 郷 町	1,207,110	1,207,110	100.0
檜 枝 岐 村	2,903,535	2,903,535	100.0
只 見 町	1,726,225	989,787	57.3
南 会 津 町	13,831,233	13,831,233	100.0
北 塩 原 村	35,016,450	35,016,450	100.0
西 会 津 町	28,150	28,150	100.0
磐 梯 町	8,563,341	8,547,591	99.8
猪 苗 代 町	185,575,168	93,762,364	50.5
会 津 坂 下 町	6,410,445	6,410,445	100.0
湯 川 村	0	0	—
柳 津 町	480,340	57,240	11.9
三 島 町	0	0	—
金 山 町	85,063	85,063	100.0
昭 和 村	0	0	—
会 津 美 里 町	354,375	354,375	100.0
西 郷 村	465,536,074	94,156,220	20.2
泉 崎 村	8,205,289	8,205,289	100.0
中 島 村	112,765,549	10,385,828	9.2
矢 吹 町	486,064,541	37,925,433	7.8
棚 倉 町	32,151,623	32,104,483	99.9
矢 祭 町	22,029,999	22,029,999	100.0
塙 町	17,051,084	15,790,561	92.6
鮫 川 村	366,292,359	366,053,824	99.9
石 川 町	51,802,645	51,802,645	100.0
玉 川 村	2,394,090	2,394,090	100.0
平 田 村	4,745,631	4,745,631	100.0
浅 川 町	16,819,611	14,182,681	84.3
古 殿 町	20,866,365	20,866,365	100.0
三 春 町	49,713,362	38,742,072	77.9
小 野 町	85,516,850	85,516,850	100.0
広 野 町	884,091,701	859,208,435	97.2
檜 葉 町	4,936,392,447	3,904,459,878	79.1
富 岡 町	7,789,591,459	6,914,299,458	88.8
川 内 村	4,812,481,918	4,531,904,294	94.2
大 熊 町	13,924,366,803	13,059,655,083	93.8
双 葉 町	19,664,170,426	11,384,838,917	57.9
浪 江 町	26,440,636,117	10,571,107,697	40.0
葛 尾 村	1,202,604,612	1,147,932,162	95.5
新 地 町	41,830,876	38,831,830	92.8
飯 舘 村	1,197,921,970	1,100,615,783	91.9
町 村 計	86,760,502,086	56,013,943,525	64.6